

平成30年

健康福祉委員会

9月14日

豊明市議会

健康福祉委員会会議録

平成30年9月14日

午前10時00分 開会

午前10時32分 閉会

1. 出席委員

委員長	宮本英彦	副委員長	毛受明宏
委員	近藤ひろひで	委員	ふじえ真理子
委員	山盛さちえ	委員	杉浦光男
委員	三浦桂司		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	鈴木美智雄	議事課長	近藤恒明
議事課長補佐 兼議事担当係長	水野美樹	議事課専門員	吉井徹也

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮正典	副市長	坪野順司
健康福祉部長	加藤育子	健康長寿課長	小川正寿
指導保育士	樋口桂子	保育課長	浅井俊一
保険医療課長	伊藤克代	子育て支援課長	二宮眞由美
健康長寿課長補佐	松本小牧	健康長寿課長補佐	水野好枝
保育課長補佐	川原静恵	保険医療課長補佐	栗田久美子
保険医療課長補佐	野田勇樹	子育て支援課長補佐	松村清子

5. 傍聴議員

富永秀一	後藤学	郷右近修	清水義昭
蟹井智行	近藤善人	鵜飼貞雄	近藤千鶴
早川直彦	近藤郁子	一色美智子	

6. 傍聴者

なし

午前10時開会

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） 皆さん、おはようございます。定刻に御参集いただき、ありがとうございます。

ただいまから健康福祉委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より御挨拶をお願いします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） おはようございます。

本日の健康福祉委員会に付託されました案件は、5つの議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） ありがとうございます。

続いて、議長が御出席でありますので、御挨拶をお願いします。

○議長（杉浦光男議員） 私、委員ですが、頑張って質問しようと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

ここでお諮りいたします。市長並びに本日の議事に直接関係しない職員は自席待機といたしたいが、御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） 御異議なしと認めます。

市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、市長並びに本日の議事に直接関係しない職員の皆さん方は退席をお願いします。

（関係職員以外退席をなす）

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） 本日の傍聴につきましては、申し合わせに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

それでは、本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付しました議題に従い会議を進めます。

当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されるようお願いいたします。

初めに、議案第72号 豊明市遺児手当支給条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、理事者の説明を求めます。

二宮子育て支援課長。

○子育て支援課長（二宮眞由美君） では、議案第72号について説明をさせていただきます。

議案第72号 豊明市遺児手当支給条例の一部改正について御説明をします。

この案を提出するのは、生活困窮者等の自立を促進させるための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の公布により、児童扶養手当法の改正が行われ、豊明市遺児手当支給も合わせる必要があるからです。

内容の説明をしますので、1ページをお開きください。

まず、支給要件である第3条第2項中、養育者の所得について。1月から7月までの手当が前々年所得でしたが、今回の改正で、1月から10月までの手当について、前々年の所得とするため、7月を10月に改めます。

次に、支給月についてです。支給月について、第6条第2項中、支給月を8月、12月及び4月の3期を、1月、3月、5月、7月、9月及び11月の6期に改めます。附則として、この条例は平成30年10月1日から施行します。ただし、第6条第2項の改正規定は、平成31年11月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） 理事者の方の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 該当する人数というのは当然把握していると思いますけれども、何名程度いるのかと、一気に所得が上がって、年度途中で支払わないという例はあるものかどうか、この2点、お聞きしたいと思いますが。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） 答弁願います。

二宮課長。

○子育て支援課長（二宮眞由美君） 平成30年度7月末の現在で522名の世帯の方が遺児手当を受けております。

先ほど年度途中で所得が変わるというのは、一応前々年度だったり、前年の所得で見えますので、特に途中で変更というのは、現況届をいただいたときに確認して、変更が行われています。

以上です。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 最新のデータで、先ほど522人が該当する人数ということで、この間の決算のときの実績報告書で、昨年度は495人支給というふうにありました。20人ほどふえているんですが、これは近年、やはり子どもの数はそうふえていないけれども、支給対象者は増加傾向にあるということでしょうか。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） 答弁願います。

二宮課長。

○子育て支援課長（二宮眞由美君） やはり年々、すごく大きくふえているわけではありませんが、昨年度の現況届をお送りした方も513名いますので、やはり年々少しずつふえているのかなというふうに判断しております。

以上です。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 毎年8月に現況届を、児童扶養手当も含めて、年に1回窓口に対象者、受給者が見えると思うんですが、その対象者であるにもかかわらず、窓口を訪れない方という方はいるのでしょうか、いないのでしょうか。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） 答弁願います。

二宮課長。

○子育て支援課長（二宮眞由美君） 現況届をお送りしても、窓口にお見えにならない方もみえます。

以上です。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 どのぐらいの数、本当は受けれる、該当なんだけども、窓口に見えない方が、今、いらっしゃるといって、その見えない方に対しての対応というのか、追跡というのか、どのようにされているのでしょうか。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） お答え願います。

二宮課長。

○子育て支援課長（二宮眞由美君） 今回、30年度の現況届で、現在まだ出していただいていない方、46名みえます。この方については、今、整理をして、10月、それから、12月に間に合うように、2回、お手紙で現況届に、お越しく下さいというお手紙をお送りする予定です。

以上です。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 第3条2項中の7月を10月に改めるということですが、この改める理由と、改めることによって、対象者の方にどういった影響が出そうなのか、あるいは出なければ出ないで結構です。お願いします。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） お答え願います。

二宮課長。

○子育て支援課長（二宮眞由美君） まず、支給月が2カ月ごとになったことで、これ、国と合わせて、所得を見る月を1月から10月が前々年所得になるというふうで、特にそのことで市民に影響があるというのではないと考えております。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 その対象になるか、ならないかを判断するための所得の、何だろう、申請する、そこが変わるので、例えば、7月以降に所得が変わったら、前々年度ということになるので、受給者がいつを基準にするかによって、いつから所得が下がった、あるいは上がったというふうに変更が生じることがあると思うんですが、その影響が基準月が変われば、当然発生するのではないかというふうに思うんですけど、ないということではなかったですか。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） お答え願います。

二宮課長。

○子育て支援課長（二宮眞由美君） 前々年の所得ですので、それが今は7月で見直しをして、お支払いをしているというのが、月が移動して行われるだけですので、特に月を変えたことで大きく影響があることはないと思っています。

ただ、前年所得と前々年所得がふえた方については、それは影響が今でもあると思うので、そこは今と一緒だと考えております。

以上です。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 議案第72号 豊明市遺児手当支給条例の一部改正について賛成の立場で討論いたします。

先ほど522人が対象という数字を挙げられました。今年度46の方が8月に現況届、窓口にはいらっしゃっていないということで、お手紙を今後出すというフォローも、今までもされているでしょうし、その辺はきちんとお願いしたいと思います。

8月の窓口にいらっしゃるときには、いろんな家庭状況だとか、経済状況、結構プライバシーに立ち入ったことも調査というか、あります。そういうひとり親家庭の皆さんの生活の安定、自立を促す、何よりも子どもの福祉の増進という、そこの、8月に、年に1回、顔を見合わせる際には、いろいろな面からのフォローをお願いしたいと思います。

2カ月に1回に支給になるということは、本当に家計のやりくり、難しい人にとっては朗報だと思います。

今後とも窓口において、いろんな支援をお願いします。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第72号については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第72号については全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第73号 豊明市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

浅井保育課長。

○保育課長（浅井俊一君） それでは、議案第73号 豊明市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い必要があるからでございます。

この条例では、豊明市内の小規模保育事業や家庭的保育事業などについて、その設備や運営の基準を定めておりますが、参酌基準としての国の基準省令をほぼそのまま条例のほうで規定をしておるものでございます。

今回の基準の改正は主に家庭的保育事業の要件の緩和が中心となるものでございます。主な内容としましては、6条では代替保育の確保について、16条では基本的に施設内調理とされている食事の提供における外部搬入施設の要件について、附則の第2号では居宅で家庭的保育を行う場合の自園調理の体制確保に関する猶予期間の延長など、条例上の基準

を国基準に合わせて改正いたします。なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 この家庭的保育事業は、本市については、計画の中に含めていないというふうに聞きましたが、その理由は何でしょうか。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保育課長（浅井俊一君） これは、6月議会に富永議員からも一般質問のほう、お受けをしております、そこで部長のほうからお答えをしているかと思いますが、基本的に家庭的保育事業については、保育士の要件とかの基準が低くて、提供できる保育の質について、豊明市のほうで望むレベルではないということから、地域的保育事業については、小規模のAまでという形に、今、豊明市としてはしておりますので、その理由で実施をしないという方向にあるということでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） ほかに。

三浦委員。

○三浦桂司委員 豊明市は、基本的に保育の質を保つために、保育ママというんだよね、こういうの、保育ママ制度を、資格がなくても、これはいいと思うので、保育の質を保てないので、今、課長が言われたように、一般質問などで、小規模保育のAに予算をつぎ込むという方針でよろしいですか。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） お答え願います。

浅井課長。

○保育課長（浅井俊一君） 小規模保育のAに限定したわけではなくて、今、私ども、喫緊の対策といいますか、課題としまして、どうしても待機児童の話がやっぱり出てまいりますので、小規模、もちろん計画にも書いてあることでございますけれども、そちら以外にもいろんな方策を含めて、検討していくという方向で、今、おるところでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） ほかに。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 家庭的保育は、保育士というか、業務自体に対する、少し、市が望んでいるレベルよりは低いというか、それに達しない可能性があるということで認めていないということなんです、今回のこの条例改正は、今あるものを主に3点、大きく3つについて、さらに緩和するという内容になっていますが、そうすると、市が求める保育の質の部分から、さらに後退するような条例改正ということになってしまっていますが、その点については、そういう認識はお持ちでしょうか。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） お答え願います。

浅井課長。

○保育課長（浅井俊一君） これは、先ほど説明のときにもちょっと申し上げたんですけども、あくまで、今、この条例としましては、国の参酌基準に従う形で、今、明記をしている形になっております。

実際に認める、認めないという部分は、またこれとは違う部分で認可をするような形になってまいりますので、一応基準としては、こういう形で置いてあるという形であります。

特に今、ほかに、じゃ、やらないということに対して、どういうふうにするかということの内容について、明確にこちらのほうでしている部分ではありませんので、あくまでやらないというスタンスでありますので、とりあえずは、今、国の参酌基準においてやるというような形で今回改正するというところでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 今のところ、家庭的保育を計画に含める考えはないということなので、緩和であるけれども、国の方針というか、それをそのまま条例化したということなんです、万が一、今後保育の量を確保するために、家庭的保育も、質をある程度上げた形で、市のほうでも認めていこうということになった場合には、条例ではないかもしれないけれども、どこかのところでその基準というのは、市オリジナルの信頼できるような基準をつくっていくという、そういうお考えだというふうに理解してよろしいでしょうか。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保育課長（浅井俊一君） 先ほど申し上げたとおり、この制度自体に少し緩め過ぎなどところがあるというふうに、子どもは感じておるところであって、その基準がやっぱり満たせないという部分があります。

それで、これも、先ほどの一般質問等の答弁でも、過去から何回か出ておりますけれど

も、これは認めないという方向でありますので、認めないという前提でまずお聞きいただきたいんですけど、もしもやるということであれば、やはりそれとおりの、条例のほうはもう少し合わせた形にしなければいけないというようなことがあるとは思いますが、その辺のレベルまでのお話、ちょっと具体的にどうするかというのは、まだ決めていませんので、何とも言えませんが、そういう方向にするべきではないかなというふうには思っております。

以上です。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 今回の質疑の中からもはっきりしましたが、市にとって、保育の質というのは非常に大切に考えていらっしゃるって、家庭的保育をもし実施する場合には、国の緩め過ぎた基準はよろしくないという御認識もお持ちということですので、この条例の制定については賛成の立場をとりたいと思います。

もしものときにはしっかり対応していただきますよう、あわせてお願いをしておきます。

以上です。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第73号については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第73号については全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第75号 豊明市一般会計補正予算（第4号）についてのうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

小川健康長寿課長。

○健康長寿課長（小川正寿君） それでは、議案第75号 平成30年度豊明市一般会計補正予算（第4号）について、健康長寿課所管分の補正予算について御説明いたします。

歳出から説明いたしますので、補正予算書の11ページ、12ページをお開きください。

中段、3款 民生費、1項2目 老人福祉費、右ページ、1 老人福祉事業は、説明欄、地域介護・福祉空間整備事業補助金95万3,000円の増額は、国庫を利用して、宿泊を伴うデイサービスを行っている1事業所にスプリンクラーの設置補助を行うものでございます。

次に、下段、4 老人扶助事業、説明欄、老人保護措置費360万4,000円の増額は、5月にお1人措置入所されましたので、その措置入所費を増額するものでございます。

次に、下段、7 介護保険特別会計繰出事業、説明欄、事務費繰出金259万2,000円の増額は、制度改正に伴うシステム改修費を、特別会計へ繰出金を増額するものでございます。

続いて、歳入について御説明いたしますので、5ページ、6ページをごらんください。

下段の表、13款 国庫支出金、4項1目 民生費国庫交付金、説明欄、地域介護・福祉空間整備推進事業交付金の95万3,000円は、歳出で説明しました介護事業所へのスプリンクラー設置に対する国からの交付金でございます。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） 続いて、伊藤保険医療課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） それでは、平成30年度豊明市一般会計補正予算（第4号）のうち、保険医療課所管分につきまして、御説明をいたします。

歳出の御説明をいたしますので、補正予算書11ページ、12ページをごらんください。

最下段、3款 民生費、4項1目 国民年金事務取扱費の2 保険料徴収資料等作成事業108万円の増額ですが、平成31年度からの国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料を免除する法改正などに対応するため、国民年金システムの改修を行う電算委託料でございます。

続きまして、歳入を御説明いたしますので、5ページ、6ページをお開きください。

中段、13款 国庫支出金、3項 委託金、2目 民生費委託金、2節 国民年金事務取扱費委託金108万円の増額は、歳出で御説明いたしました国民年金システムの改修費用につきまして、国が負担するものでございます。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） 以上で理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑については、ページ数を示してから、お願いをいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

杉浦委員。

○杉浦光男委員 12ページで、今、いろいろ御説明をいただきましたが、国庫支出金については、入のほうで、国庫支出金ということではわかるんですが、一般財源という、老人保

護措置だとか、それから、事務費繰出金とか、こういうのありますよね、一般財源で。一般財源の入は、一般財源なんだけど、この予算書で見ると、どこから来るんですか。8ページの臨時財政対策債しか、ずっと見ておると、ないんですが、そこから来るという意味ですか。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） 答弁願います。

坪野副市長。

○副市長（坪野順司君） 多分、臨財債のほうから1億2,000万円出ています。そこから捻出でございます。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） ほかにございますか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 同じく12ページの2つ目の枠の一番上の地域介護・福祉空間整備事業補助金ですけれども、介護事業所1カ所分のスプリンクラーということですが、その事業所とこの補助金の、じゃ、事業費に対する補助割合みたいなものがあつたら、教えてください。

それから、この事業所にスプリンクラーを設置すれば、市内の介護事業所全てにスプリンクラーが設置し終わるというか、そういう状況になるかどうか、その2点、お願いします。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） 答弁願います。

小川課長。

○健康長寿課長（小川正寿君） この国庫補助金については、交付率で割り戻すと、27%ほどなんですけど、算定が延べ床面積に対して単価を掛けるというような形になっておりますので、今回の補助率は27.7%程度になっているということでございます。

もう一つ、高齢者が宿泊を伴う介護事業所については、スプリンクラーの設置義務がございますので、これがないと営業ができないということがございますので、設置していない宿泊を伴う事業所はございません。

以上です。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 今の説明だと、じゃ、宿泊を伴う事業所が今回新たに認可されて、そのときの補助金という、そういう理解でよろしいですか。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） お答え願います。

小川課長。

○健康長寿課長（小川正寿君） 宿泊を伴うデイサービスをやりたいので、このスプリン

クラーを設置するというものに、それによって営業ができるというものでございます。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 その事業所さんは30年度中に設置して、そういった事業を追加されていくのか、来年度向けなのか教えてください。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） 答弁願います。

小川課長。

○健康長寿課長（小川正寿君） こちらは、手続としては、後追いで交付金が出ているような形でございまして、実際に工事自体は終わっておって、今、営業が始まっている状況でございます。

この交付金の内示後に工事が終わればよいということで、国のほうからは了解はいただいております。

以上です。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） ほかにございせんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） 議案第75号のうち、本委員会所管部分については原案のとおり決することに御異議ございせんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第75号のうち、本委員会所管部分については全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第76号 平成30年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件につきましては、既に本会議で伊藤保険医療課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ございせんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第76号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

杉浦委員。

○杉浦光男委員 じゃ、4ページ、お願いします。

もう説明があったと言われましたので、説明はあったんですが、聞き漏らしかもしれませんが、4ページの県補助金の保険給付費等って、「等」とついておるじゃないですか。この「等」って何ですか、「等」。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） 答弁願います。

伊藤保険医療課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 県の補助金の歳入の目の名称のことだと思んですけど、保険給付費等交付金の中に、節のほうで普通交付金と特別交付金とございます。普通交付金のほうが、保険給付費に対する交付金です。特別交付金のほうには、もちろん元は保険給付費に絡む、関係するものもあるんですけど、例えば、今回のようにシステム改修に対する分だったり、保険給付費と直接かかわらない部分についての交付金が、こちらの特別交付金のほうで受ける枠となっておりますので、目の名称として、保険給付費等交付金というふうになっております。

以上です。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） 討論がございませんので、以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第76号につきましては原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） 異議なしと認めます。よって、議案第76号については全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第77号、平成30年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案件につきましても、既に本会議で小川健康長寿課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第77号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 7ページ一番上のところに、電算関係委託料というふうに書かれています259万2,000円ですが、法改正に伴うものだというふうにお伺いいたしましたが、その主な改正内容についてお知らせください。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） お答え願います。

小川健康長寿課長。

○健康長寿課長（小川正寿君） 今回システム改修を行いますのは、介護認定審査会システムでございます。審査会については、法改正で簡素化というものが法改正されております。これは二次審査の段階で、ある要件にはまった方については、二次審査を簡素化できるというようなことがございます。その対応でございます。

以上でございます。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 二次審査を簡素化する狙いは何かありますか。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） お答え願います。

小川課長。

○健康長寿課長（小川正寿君） ある程度、要介護認定が安定化している方は、手続を簡素化しても、影響がないだろうというところで、事務負担の軽減も含めて、簡素化されたものでございます。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 簡素化の対象になった方から、何かしらの申し出があれば、それは二次審査を行うという、そういうことでよろしいですか。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） お答え願います。

小川課長。

○健康長寿課長（小川正寿君） 二次審査の申し出という制度はございませんで、一定の要件に合致したかどうかで判定するというところでございます。

また、その要介護認定に不服がある場合は、区変申請とかもできますので、そちらで対応することになると思います。

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（宮本英彦議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

○健康福祉委員長(宮本英彦議員) 討論もございませんので、以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第77号については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○健康福祉委員長(宮本英彦議員) 異議なしと認めます。よって、議案第77号につきましては全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますでしょうか。

(異議なしの声あり)

○健康福祉委員長(宮本英彦議員) ありがとうございます。委員会報告書につきましては例に従い提出させていただきます。

スピーディーな審査、ありがとうございます。以上をもちまして、健康福祉委員会を閉会といたします。

午前10時32分閉会